

資料 8 絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言

～京都府における生物多様性の保全をめざして～

趣 旨

「京都府レッドデータブック（14年6月発刊）」で明らかになった 府内の絶滅のおそれのある野生生物等の保全を図るため、今後、府が地域住民、NPO、専門家などと協力して取り組むべき保全対策、普及啓発、推進体制のあり方について学術的・専門的な立場から府に提言。

概 要

【提言 1：野生生物種等の保全制度について】

生物多様性を保全するため、京都府域において絶滅のおそれのある野生生物の乱獲等を防止するとともに、その生息・生育環境を保全するための制度的な枠組みを、府民の合意形成を図りつつ条例などによって創設することを検討する必要がある。

【提言 2：野生生物種の生息・生育環境の保全と復元措置の推進について】

絶滅のおそれのある野生生物を保全するため、規制措置と併せて、生息・生育環境の保全や復元のための積極的措置を講じる必要がある。また、生息・生育環境の保全・復元に当たっては、それが科学的知見に基づき計画的に行われるとともに、それが府民の手により自律的かつ持続的な地域管理の取組として実施される仕組みを構築する必要がある。

【提言 3：外来種の侵入・拡散防止対策について】

外来種が及ぼす外来種や生態系への影響を調査し把握するとともに、外来種の侵入・拡散防止の必要性について、広く府民に理解を求めつつ対策を推進する必要がある。

【提言 4：公共事業における生物多様性保全対策のあり方について】

公共事業の実施に当たっては、野生生物や生態系への影響を回避したり、極力負荷を与えない工法や範囲、時期を選択するよう努める必要がある。また、これからの公共事業のあり方として、生態系を保全、復元することを事業目的のひとつとして位置付ける必要がある。

【提言 5：継続的な自然環境データの収集・蓄積・活用について】

生物多様性の保全対策を効果的に進めるため、京都府レッドデータブックに掲載された野生生物種等のモニタリング調査を実施するなど定期的・継続的なデータの収集・蓄積・活用に努める必要がある。

【提言 6：野生生物種等の保全に関する府民意識の啓発について】

野生生物種等の保全対策を進める上で府民の参画・協働が不可欠であることから、生物多様性の意義やその必要性等について府民の理解が得られるよう、啓発や情報提供に努める必要がある。

【提言 7：野生生物種等の保全のための推進体制と人材育成について】

野生生物種等の保全対策の実効ある推進を図るため、推進体制の整備、人材の育成、人材ネットワークの構築を有機的に関連づけながら進めていく必要がある。

提言の全文（京と地球の環境ホームページ）

http://www.pref.kyoto.jp/kankyo_red/ 京都府レッドデータブック情報